

群馬県立女子大学文学部入学試験委員会規程

(設置)

第1条 群馬県立女子大学に文学部入学試験委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 各学科長
- (2) 学科選出の教員 各1人
- (3) 文学部長

(委員長)

第3条 委員会に委員長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 委員長は会議を招集し、その会議の議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(委員の任期)

第4条 第2条第2号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 前項の委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の在任期間とする。

(会議の定足数)

第5条 委員会は、委員の3分の2以上の出席により開催する。

(審議事項)

第6条 委員会は、文学部の入学試験の実施に関する企画、研究を行うとともに、その運営方法について審議する。

(関係教職員の出席)

第7条 委員会は、会議の運営上必要と認めるときは、関係教職員の出席を求めることができる。

(事務)

第8条 委員会の事務は、教務係で処理する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、委員会に諮り、教授会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。